

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	東区民センター分室清掃・警備業務
発 注 課	東区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	株式会社日立ビルシステム北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>東区民センター分室として本市が区分所有している北10条市街地住宅併存施設（通称「村川ビル」）は、本市のほか、JBEホールディングス株式会社、株式会社北洋銀行の3者による共有物件である。</p> <p>当該物件の共用部分、付属施設及び敷地の維持管理については、JBEホールディングス株式会社が株式会社北洋銀行負担分を含め株式会社ゴーランドに委託しており、そのうち共用部分の清掃及び警備は、株式会社ゴーランドが株式会社日立ビルシステム北海道支社に業務委託している。</p> <p>については、市専有部分である東区民センター分室の清掃及び警備についても、共有部分の清掃・警備を担っている株式会社日立ビルシステム北海道支社に委託し、清掃・警備業務を一体的に行わせることが、合理的かつ経済的に極めて有利であるため、株式会社日立ビルシステム北海道支社を相手方として特定するものである。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	令和4年3月14日